○「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」(昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知)の一部改正新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

改 正 後				改正前			
別 紙 2				別 紙 2			
管理基準				管理基準			
			単位:mg/kg				単位:mg/kg
種類	有害物質名	対象となる飼料	基準	種類	有害物質名	対象となる飼料	基準
農薬	(略)	(略)	(略)	農薬	(略)	(略)	(略)
	クロラントラニリプロール	稲わら	0.15		クロラントラニリプロール	稲わら	0.1
		(略)	(略)			(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	フルトラニル	稲わら	60		フルトラニル	稲わら	<u>20</u>
		稲発酵粗飼料	<u>15</u>			稲発酵粗飼料	<u>5</u>
		籾米	20			籾米	<u>5</u>
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
注 1 ~ 9 (略)				注1~9	(略)	•	
174	пл			•			

附則

この通知は、令和6年2月22日から施行する。